

秋田県公報

目次	ページ
告示	
生活保護法による医療機関の指定(四五二・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四五二・福祉政策課)	1
農地法による別段の面積(四五三・農林政策課)	2
道路区域の変更(四五四・道路環境課)	2
道路の供用開始(四五五・道路環境課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定(四五六・砂防課)	3
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(四五七・会計課)	3
開発行為に関する工事の完了(四五八・仙北地域振興局建設部)	3

告示	
生活保護法による医療機関の指定(四五二・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四五二・福祉政策課)	1
農地法による別段の面積(四五三・農林政策課)	2
道路区域の変更(四五四・道路環境課)	2
道路の供用開始(四五五・道路環境課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定(四五六・砂防課)	3
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(四五七・会計課)	3
開発行為に関する工事の完了(四五八・仙北地域振興局建設部)	3

告 示

公告	
秋田県立大学図書システム更新業務についての企画提案書の提出(科学技術課)	3
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療センター)	5
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	7
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)二件	7
県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部)	8
県営土地改良事業工事の完了(雄勝地域振興局農林部)	8

秋田県告示第四百五十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年四月二十六日
 秋田県知事 寺田典城

名 称	ジャスコ五城目店薬局
開設者氏名又は名称	イオン株式会社 代表 執行役
所 在 地	南秋田郡五城目町大川西野字田屋前百三十八
診療科名	調剤薬局
指定年月日	平成十五年五月二十一日

秋田県告示第四百五十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----	-----------	-------	-----------

ジャスコ五城目店薬局
 役 イオン株式会社 代表執行
 南秋田郡五城目町大川西野字田屋前百三十八
 平成十五年五月二十日

秋田県告示第四百五十三号
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号の規定により、別段の面積を次のとおり定め、平成十七年四月二十六日から施行する。
 平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

面積	区 域
十アール	北秋田市のうち阿仁荒瀬、阿仁荒瀬川櫃畑、阿仁二ノ又鉾山、阿仁打当、阿仁笑内、阿仁鍵ノ滝、阿仁萱草、阿仁萱草鉾山、阿仁銀山、阿仁幸屋、阿仁幸屋渡、阿仁小様、阿

秋田県告示第四百五十四号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

仁小沢鉾山、阿仁小淵、阿仁三枚鉾山、阿仁戸鳥内、阿仁長畑、阿仁中村、阿仁二ノ又鉾山、阿仁根子、阿仁比立内、阿仁伏影、阿仁真木沢鉾山、阿仁水無及び阿仁吉田の区域

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 域	間 隔	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）		
	新	旧							
県 道	新	旧	鳥海矢島線	由利本荘市矢島町荒沢字姥ヶ沢二五番一から七日町字七日町七三番二まで	間 隔	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）		
								B	A
								由利本荘市矢島町荒沢字姥ヶ沢二五番一から字金沢沖四九番一まで	由利本荘市矢島町荒沢字姥ヶ沢二五番二から七日町字七日町七三番二まで
						一五・〇〇～八〇・〇〇	〇・九一三		
						五・〇〇～三八・〇〇	一・四八五		
						五・〇〇～三八・〇〇	一・四八五		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年四月二十六日から同年五月九日まで

秋田県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。

平成十七年四月二十六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 域	間 隔
-------	-----	-----	-----

県 道	鳥海矢鳥線	由利本荘市矢鳥町荒沢字姥ヶ沢四八番から 字矢越二〇九番まで
-----	-------	----------------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月二十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十七年四月二十六日から同年五月九日まで

秋田県告示第四百五十六号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定より、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区	地 域 番
山ノ下	郡市 町村 大字 字	
下	潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下	六番一の一部（次の図に示す部分に限る。）（六番五の一部（次の図に示す部分に限る。）（六番九の一部（次の図に示す部分に限る。）（六番一〇の一部（次の図に示す部分に限る。）（二〇番三の一部（次の図に示す部分に限る。）（二〇番四の一部（次の図に示す部分に限る。）（二一番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
	潟上市昭和豊川竜毛字後山	三四番三の一部（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第四百五十七号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定より、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	変更後	変更前
大仙市大曲日の出町一丁目一番三十号 大仙地区交通安全協会	大仙市大曲日の出町一丁目一番三十号 大仙地区交通安全協会	大仙市大曲日の出町一丁目一番三十号 大曲地区交通安全協会

秋田県告示第四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年一月二十七日付け指令仙建 十七 六で許可した開発行為（第一工区）に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市中区住吉町四丁目四十五番地の一
株式会社エスタディオ 代表取締役 中 西 健
- 二 開発区域（第一工区）に含まれる地域の名称
大仙市東川字屋敷後百七十四番、百七十五番、百七十六番、百七十七番、百七十八番、百七十九番

公 告

秋田県立大学図書システム更新業務について企画提案書の提出を求め、次のとおり公告する。
平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
- (一) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
秋田県立大学図書システム更新業務

(二) 公告業務の内容

秋田県立大学図書システムの設計開発を新たに行い、既存の同システムのデータを移行する。

(三) 履行場所

秋田市下新城中野字街道端西二百四十一番地の七 秋田県立大学秋田キャンパス

(四) 履行期限

平成十七年十一月三十日(水)

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定されたものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)

(三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者

三 提出資格の認定の手続

(一) 提出資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書(以下「申請書」という。)

二部

ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の

氏名並びに電話番号

イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等

ウ 申請の日までに履行した公告業務と同種のシステム構築業務(大学の図書館を対象とするものに限る。)の履行内容

エ 公告業務の履行体制(担当者の職、資格、経験等)

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(3) 提出期間

平成十七年四月二十六日(火)から同年五月十一日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。なお、提出後における申請書の追加及び変更は、認めない。

(4) 提出場所

郵便番号〇一〇〇一九五 秋田市下新城中野字街道端西二百四十一番地の七

秋田県立大学事務局図書・情報センター室 電話〇一八 八七二 一五六一

(二) 提出資格の認定の時期

平成十七年五月中旬

(三) 提出資格の認定の結果の通知

提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

(四) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

(1) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(4)の場所に提出しなければならない。

(2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があつた日から七日以内に書面により回答する。

四 企画提案書の提出手続

(一) 提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙、横書き、左とじ)八

提案するシステムの概要

ソフトウェアの内容

ハードウェアの内容

既存のデータの移行方法及びスケジュール

システムの維持管理の方法

経費の概算額及びその内訳

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(三) 提出期間

平成十七年五月三十日(月)から同年六月六日(月)まで(日曜日及び土曜日

を除く。()の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同年六月六日(月)午後五時十五分まで必着)とする。
なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。

五 最優秀提案者の選定等

(一) 選定に關し審査する事項

企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

(1) 公告業務に關する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の的確性、創造性及び実現性

(2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性

(3) 公告業務を履行する能力

(4) 公告業務と同種の業務に係る実績

(5) 公告業務の履行に係る経費の額

(二) 選定方法

次により、第一階段及び第二階段の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一階段の選定を行わないことがある。

(1) 第一階段

提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。

(2) 第二階段

第一階段で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。

(三) 選定の時期

選定は、平成十七年六月十七日(金)までに行う。

(四) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

(五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

(1) 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする提案者は、(四)の通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を三(一)(4)の場所に提出しなければならぬ。

(2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から十日以内に書面により回答する。

六 公告業務に關する説明書の交付期間及び交付場所

三(一)(3)及び(4)に同じ。
七 その他

(一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 最優秀提案者の選定に際し、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(五) 問い合わせ先

秋田県立大学事務局図書・情報センター室 電話〇一八 八七二 一五六一

八 概要

Summary

(1) Subject matter

Proposal for the renewal of Akita Prefectural University Library System

(2) Deadline for the submission of proposals

5:15 P.M. 6 June, 2005

(3) Contact information

The Center for Library & Information Akita Prefectural University,

241-7 Kaidobanishi, Shimoshinjonakano, Akita City, Akita Prefecture 010-

0195, Japan TEL 018-872-1561

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

自動調剤システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

契約の日から九十日以内

(四) 納入場所

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

(二)

字池内道上十番地一
 伊藤 健一
 就任監事の住所及び氏名
 本多 恒夫
 大館市池内字池内九十四番地
 戸田 達雄
 大館市池内字池内九十四番地
 兜 森久
 池内字池内二十六番地
 畠 山俊成
 小館町三番十四号
 伊藤 博
 山館字羽立二十三番地
 菅原 利雄
 山館字屋敷五十三番地
 本多 恒夫
 根下戸町十番六号
 石田 健一
 根下戸町九番五号
 田中 健一
 山館字屋敷尻三十一番地
 藤原 孝男
 小館町十五番六十六号
 伊藤 文久
 退任監事の住所及び氏名
 本多 與一郎
 大館市鉚釣字屋敷四十番地
 石田 健一
 根下戸町十番六号
 就任監事の住所及び氏名
 本多 與一郎
 大館市鉚釣字屋敷四十番地
 本多 與一郎
 田中 晃一
 根下戸字下袋百三十六番地
 田 畑 宗 秋
 米代川筋土地改良区連合
 就任理事の住所及び氏名
 田 畑 宗 秋
 大館市二井田字贅ノ里五十番地

(三)

退任監事の住所及び氏名
 本多 與一郎
 大館市鉚釣字屋敷四十番地
 石田 健一
 根下戸町十番六号
 就任監事の住所及び氏名
 本多 與一郎
 大館市鉚釣字屋敷四十番地
 本多 與一郎
 田中 晃一
 根下戸字下袋百三十六番地
 田 畑 宗 秋

(四)

就任監事の住所及び氏名
 本多 與一郎
 大館市鉚釣字屋敷四十番地
 本多 與一郎
 田中 晃一
 根下戸字下袋百三十六番地
 田 畑 宗 秋

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡田沢湖町若松堰土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月二十六日

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町卒田字上清水八十三番地
 石橋 臣平
 " " " " 字荒町三十三番地
 藤井 龍太郎
 " " " " 字鹿ノ狩二十一番地
 藤井 宏一
 " " " " 字大石野二百四番地
 高倉 重雄
 " " " " 字北竹原九十七番地一
 今川 誠一
 " " " " 字早稲田百八十番地
 草 薨 隆

秋田県知事 寺田典城

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町卒田字上清水八十三番地
 石橋 臣平
 " " " " 字荒町三十三番地
 藤井 龍太郎
 " " " " 字鹿ノ狩二十一番地
 藤井 宏一
 " " " " 字大石野二百四番地
 高倉 重雄
 " " " " 字北竹原九十七番地一
 今川 誠一
 " " " " 字早稲田百八十番地
 草 薨 隆
 " " " " 字戸狩野二十六番地
 戸村 純厚
 仙北郡田沢湖町神代字堂ノ西二百三番地
 草 薨 文雄
 " " " " 卒田字黒倉三百二十八番地
 藤原 勘市
 " " " " 梅沢字森腰四十八番地
 大石 徹治
 " " " " 字森腰二百八十二番地一
 樋口 喜久栄
 退任監事の住所及び氏名
 本多 與一郎
 大館市鉚釣字屋敷四十番地
 石田 健一
 根下戸町十番六号
 就任監事の住所及び氏名
 本多 與一郎
 大館市鉚釣字屋敷四十番地
 本多 與一郎
 田中 晃一
 根下戸字下袋百三十六番地
 田 畑 宗 秋
 角館町白岩久内字徳工門川原六十番地
 皆川 英一
 " " " " 字大石野百十二番地
 能美 与一
 " " " " 字大石野百十二番地
 能美 与一
 角館町白岩久内字徳工門川原六十番地
 皆川 英一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大曲市四ツ屋土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業（朴田沼地区ため池等整備事業（ため池））
平成十七年二月四日
- 二 県営土地改良事業（柄内地区担い手育成基盤整備事業）
平成十七年三月三十日

県営土地改良事業（羽後三期地区ほ場整備事業（担い手育成型・高度利用型））につき、その工事を平成十七年三月二十九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社